

ラトヴィア共和国の市民権政策と 「非市民」の帰化プロセス

河 原 祐 馬

はじめに

ラトヴィア共和国では、一九九八年一〇月、OSCE（ヨーロッパ安全保障協力機構）やEU（ヨーロッパ連合）などからの「圧力」と国内での激しい政治的論議の末に、独立後の先住民とロシア語系住民との間の市民権をめぐる激しい民族的对立の中で制定された国籍法の抜本的な改正が行われた。同国籍法の改正によって、「ウィンドウ・システム」と呼称された帰化手続きのための年齢制限が撤廃され、また、一九九一年八月の独立以後に同国で生まれた非市民の児童に対する簡易帰化の途が開かれた。同国籍法のこうした改正は、独立以後のラトヴィア国家の存在に密接に関わるものとして重視されてきた「法的連続性」の原則からの「逸脱」を明らかに意味するものであり、それは同国の市民権政策がそれまでの消極的な姿勢から非市民の社会的統合に向けてのより積極的なそれへと移行する上での大きな転機となるものであった。

しかし、こうしたラトヴィア共和国政府の積極的な市民権政策への転換にもかかわらず、現在、同国には未だ五〇万人に及ぶ非市民が存在しており、それは全人口の約二割を占めている。前述したように、一九九八年の国籍法

の改正は帰化手続きのための年齢制限を取り除き、独立後に同国で生まれた非市民の児童の簡易帰化を認めるものであり、それ故、こうした帰化条件の緩和は当初、同国における非市民の減少に即結びつくものであると考えられていた。にもかかわらず、同国における非市民による帰化手続きの申請および国籍取得の数はその後現在に至るまで、改正国籍法が発効した一九九九年のそれをピークとして低迷しており、非市民の帰化プロセスはきわめて緩慢なペースでしか進んではない。「帰化の条件および手続きは明確に定義されており、関係官庁による如何なる特別な障害も存在しない」と言われる状況の中で、何故、非市民の帰化プロセスがかくも緩慢なペースでしか進行しないのか、こうした現実にはロシア語系住民の迅速な社会的統合を目指す現ラトヴィア政府にとつての大きな悩みの種となっている。

同国における緩慢な帰化プロセスの背景には非市民の側の複雑な心理的もしくは実際上の様々な理由が存在していると考えられるが、現地のNGOによる試算では、現在の帰化プロセスのペースで計算すると、現非市民のほぼ半数が帰化するのに三〇年近くかかるとされており、そのことはその同じ期間に残りの半数近くの非市民が亡くなってしまうことを意味している。非市民の帰化をめぐる問題は同国における民主主義の在り方そのものに関わる根本的な問題であり、この問題が今後どのように解決されていくかが同国における民主主義の定着という問題とも密接に結びついていると言えるだろう。本稿では、主として、現下の非市民の帰化政策を推進する上で中心的な役割を果たしているラトヴィア共和国帰化局の活動に目を向け、その活動および調査資料の紹介を通して、同国における非市民の帰化プロセスの現状と市民権政策の問題点について考えていくことにしたい。

I. ラトヴィア共和国の市民権政策

1. 帰化についての法的手続き

ソ連時代の半世紀を通じて、全人口に占める先住民族の割合が過半数をわずかに超える程度にまで落ち込んでしまったラトヴィア共和国では、ソ連からの分離独立と大戦間期の独立時代とを法的に結びつける特殊な独立理論の下に独立後の新国家における国民の定義が行なわれた。「法的連続性」という言葉で説明されるこの理論特有の考え方に従って、新国家の国民をめぐる議論は、ラトヴィア共和国が違法なやり方でソ連邦に編入された一九四〇年以後も同国の国家的独立は存続しているのだから、半世紀にわたる「事実としての」ソ連時代は「法的には」存在しないということになり、そうだとすれば、新国家の国民は一九四〇年六月以前にラトヴィア共和国の市民であった者及びその子孫にのみ限定されるべきであり、それ故、ソ連時代に同国に移住してきたロシア系住民をはじめとする非先住民のほとんどは独立後の新国家においては法的には「外国人」となるのだから、「外国人」である彼ら非先住民が同国の国民となるためには帰化による国籍取得の手続きが必要となるといふ帰結へと導かれた³⁾。

国内外での激しいやり取りの末、独立から三年近い月日を経て、一九九四年八月にようやく成立した国籍法（「一九九四年」法）は、こうした「法的連続性」の観点に立脚した原理主義的原状回復による国民の定義に基づいたものであり、それ故、当時、七〇万人に及ぶロシア語系住民を中心とする非市民はラトヴィア国民となるために帰化プロセスを通じての国籍取得を余儀なくされることになった。同法第一二条は帰化のための総則として、帰化申請時に一九九〇年五月四日から数えて五年以上の定住期間があること、国家語の習得やラトヴィア憲法、国歌および歴史についての知識、合法的な収入や国家に対する忠誠の宣誓などの条件を定めており、また、帰化手続きのプロ

セスが定められた同第一四条においては、ラトヴィア生まれの一八万人に及ぶ一六歳以上の非市民が異なる年齢グループごとに一九九六年一月から二〇〇〇年末まで優先的に帰化申請を行なうことができるようになっており、国外で生まれた残りの約五六万人の非市民については二〇〇一年一月以降の帰化申請が予定されていた。この方式は「ウインドウ・システム」と呼ばれ、そのプロセスが順調に進めば、二〇〇四年までに同国のすべての非市民が国籍取得の可能性をもつことができることを想定していた。帰化申請の受理または却下の手続きは閣僚会議規則によって規定され、国籍付与の決定も閣僚会議によって下されることが、同国籍法によって定められた。また、同第一三条は以上のような帰化要件に対して例外となる特別帰化の対象者を定めたものであった。⁵⁾

このように、「一九九四年」法は基本的には、血統主義の立場に立ちつつ、ソ連時代の存在を法的には考慮しないで、大戦間期の独立時代とソ連邦からの独立以後の時代との原状復帰主義的な「法的連続性」の原則に基づいて組み立てられたものであると言えよう。当初、ラトヴィア政府は「一九九四年」法が定めた方式で帰化プロセスが順調に進むものと考えていたが、しかし、それは実際には遅々として進まなかった。「一九九四年」法の採択後、OSCEやEUといった欧州諸機関はラトヴィア共和国に対して同法の問題点を恒常的に指摘し、人権上の立場から同国の市民権政策が国際的な義務や欧州諸国の慣例に即したものになるよう、その根本的な修正を求め続けた。特に、これらの機関がまず求めたことは、同国生まれの非市民の児童に対する簡易帰化の実行であった。一九九七年一月にCE(欧州審議会)によって採択された『市民権についての欧州協定』では、「締約国が自国の国内法において、その領土に生まれ、かつ誕生の時点から他国の国籍をもたない児童たちが当該国の国籍を取得することを予見することが義務づけられ」、「国籍は誕生後まもなくか、遅くとも合法的な五年の居住を経て付与される」と定められており、同協定は任意の国に居住する無国籍の児童に対する簡易化された帰化手続きによる国籍取得の権利を認めていた。当然、CE構成国であるラトヴィア共和国も同協定のこの規定を無視し続ける訳にはいかない状況にあった。

こうした欧州諸機関からの「外圧」と国内での政治的論議の末、一九九八年一〇月、国民投票の結果を受けての同国籍法の抜本的な改正が行なわれた。この改正によって、帰化申請に対する年齢制限は完全に廃止され、また、一九九一年八月二日の独立宣言発布以後にラトヴィア国内で生まれた非市民の児童に対する語学試験を課さない自動的な簡易帰化の適用が認められた。こうした方向での国籍法の改正は先に触れた「法的連続性」の原則に大きく関わるものであり、それはラトヴィア共和国がその独立後の市民権政策をロシア語系住民を中心とする非市民の社会的統合に向けて大きく転換する上での新たな段階へと移行していくための決定的契機となるものであった。

2. 帰化局の目的と活動

「一九九四年」法の成立を受けて、ラトヴィア共和国政府は非市民の帰化問題に関する取り組みに着手する。その際、同国の市民権政策において非市民の帰化と社会的統合プロセスに直接関わる官庁として発足したのが帰化局である。同局は司法省の管轄下で機能する国の行政機関であり、一九九四年一〇月に開設された。国籍法をはじめ、「帰化局に関する諸規則」(閣僚会議規則 No. 351) および「帰化申請の付託のために支払うべき国税に関する諸規則」(閣僚会議規則 No. 397) といった一連の法令が同局の活動に法的根拠を与えており、それは「一九九四年」法に基づく最初の帰化申請が受け入れられ始めた一九九五年二月一日以降に本格的に始動し始めた。

帰化局の活動の目的は、帰化と市民の登録を通して、ラトヴィア国民を増加させることであり、そのために、同局は「ラトヴィア国籍のプレステージを高め、ラトヴィアに居住する多くの住民がラトヴィア社会の一部となる可能性を与えるように、ラトヴィア国籍の取得プロセスに向けての好ましい態度を創出する」⁷⁾ように努めなければならない。同局の最も重要な任務はラトヴィア国籍の取得をめぐる問題を取り扱うことであり、まず、帰化制度の全般的な普及を促進するための規則的な情報および教育活動に対して何よりも大きな注意が向けられた。現在、帰化

プロセスの促進を通じての非市民および無国籍者の社会的統合という課題を如何に解決するかということがラトヴィア共和国の国家プログラムとして重視されており、こうした同局の目的と任務は「EUへの統合」に向けた「統合されたラトヴィア社会の発展」という同政府の基本的な目的と密接に結びついている。

同局の本部は、「行政管理」、「市民権」、「財政」、「対外関係」、「情報技術」、「法務」、「人事」の七つの部と「情報」および「方法論・試験」の二つのセンターから成っており、また、本部の下には国内に配置された一二の支部分局が存在する。「市民権」部は、地域支部から送付された申請者の書類が法令に一致しているかどうか確かめたり、また、必要ならば、申請者によって与えられた情報が正確なものであるかを確認するための調査を行なう。また、ラトヴィア国籍の取得および喪失に関する関係法令の草案を作成したり、地域支部の全体的な業務を管理する。「対外関係」部は、同局と国内の行政・公共機関および国際組織や諸外国との協力関係の構築に努め、同局の職務に関する書類や法令の翻訳を担当する。「法務」部は、法令に基づく申請者の書類の作成や提出された申請書類の審査を行い、また、市民権問題に関する法令の実際の適用を分析して、その結果をフィードバックして、同問題についての提言を行なう。「方法論・試験」センターは、国籍法に定められた形での理解力と知識に関する試験の内容、その内容の理論的実証、試験の方法論、国籍法、閣僚会議規則およびその他の法令の必要条件に従った申請者の理解力や知識の評価基準を明示したり、国籍法に定められた理解力と知識に関する試験の内容と結果を分析し、内容や試験の方法論を完成させるための提言を行い、将来的な戦略を展開することを主たる業務とする。また、この他に、九つの「試験」委員会が存在し、申請者のラトヴィア語の習得度や国籍法に定められた知識を試すための準備を行う。

さらに、非市民の帰化プロセスに現場で直接関わる機関として、帰化局の下部組織である地域支部が存在する。地域支部は共和国の行政区と同国内の非市民の地域的分布を考慮に入れて開設されており、一二の地域支部の下

にさらに一七の支所が設けられている⁹⁾。地域支部と支所は非市民との協議の上、彼ら非市民の申請を効率よく受け入れることを任務とする。その主たる活動は、(1)定められた手続きに従ったラトヴィア国籍の取得、喪失および回復に関する申請を受理し、それらの検討を行うこと、(2)法令の必要条件に従って申請者の書類を開示し、それらを完成させ、かつ安全に保管し、帰化局に送付すること、(3)「試験」委員会の規程および定められた手続きに従って、国籍法に定められたように、ラトヴィア語の習得に関する試験のプロセスおよび知識に関する試験を確保すること、(4)住民に市民権に関する必要な情報を与え、住民による市民権問題に関するアドバイスの受け入れを組織すること、(5)統計的データの登録を行い、収集された情報を分析すること、などである¹⁰⁾。

このような基本的な組織の役割分担に基づきつつ、同局の活動領域は多岐にわたっている。例えば、市民権問題を取り扱う分野においては、非市民に対する情報提供と共に国家語習得のための申請者向けコースの開発を目的としたプロジェクトの考案とその実施が、また、社会的統合分野においては、同問題についての住民の意識と態度を研究するためのプロジェクトの実施を通じて、住民全体への「啓蒙」活動が進められている。さらに、少数民族問題を取り扱う分野においては、少数民族の権利の法的基礎をEU水準にまで高める努力がなされており、また、様々なレベルにおける国とNGOの代表との間に相互の信頼を醸成するための対話メカニズムの構築のための活動が行われている。地域支部のレベルでは、特に、非市民に市民権問題についての情報を与え、彼ら非市民を帰化プロセスに参加させるための特別なプログラムの案出とその実施に力が入れられており、そのために、非市民の帰化プロセスへの参加促進を目的とした各々の地域の地方行政区との協力関係の拡大が図られている。

以上、ラトヴィア共和国の市民権政策の現状について同国帰化局の活動を中心に説明したが、こうした帰化局の活動に代表される同国政府による帰化政策の積極的な展開にもかかわらず、冒頭でも記したように、同国における非市民の帰化プロセスは現在緩慢なペースでしか進んでいない。次章以下では、非市民の帰化プロセスの実状に

目を向け、主として、非市民の帰化プロセスがどうして順調に進まないのか、その主たる理由について考えていくことにしたい。

七〇

II. 非市民の帰化プロセスの現状

1. 統計上の基礎データ

国籍法が成立した直後の一九九四年一〇月当時、ラトヴィアの総人口は二四七万八、二六〇人であった。その内、一七五万四、〇二六人（人口全体の七〇・七八％）が国籍保有者であり、七二万四、二三四人（二九・二二％）がラトヴィア国籍を持たない旧ソ連市民であった。¹¹⁾「一九九四年」法に基づく最初の帰化申請が受け入れられ始めた一九九五年二月一日以降、二〇〇三年七月三二日現在で、六万四、一六五件の帰化申請が帰化局に提出された。¹²⁾この内、五万五、九五一件の申請が審査され、総計六万四、五七五人が閣僚会議規則に定められた言語試験をはじめとする帰化のために必要な手続きを経てラトヴィア国籍を取得した。これらの国籍取得者の中には、親と共に帰化した八、六二四人の一五歳以下の未成年の児童たちが含まれていた。¹³⁾同期間の申請および国籍取得者数の年度ごとの内訳は、以下の通りである：一九九五年（四、五四三件、九八四人）、一九九六年（一、六二七件、三、〇一六人）、一九九七年（三、〇七五件、二、九九二人）、一九九八年（五、六〇八件、四、四三九人）、一九九九年（一五、一八三件、一、二、四二七人）、二〇〇〇年（一〇、六九二件、一四、九〇〇人）、二〇〇一年（八、六七二件、一〇、六三七人）、二〇〇二年（八、三七〇件、九、八四四人）、二〇〇三年（五、三九五件、五、三三六人）¹⁴⁾。

全申請者の内、六九・三％が女性であり、三〇・七％が男性であった。¹⁵⁾民族別に見ると、ロシア人が三万九、九三八人（六七・〇％）、ベラルーシ人が六、二二八人（一〇・三％）、ウクライナ人が五、〇二二人（八・四％）、リトア

ニア人およびエストニア人が三、〇三〇人（五・一％）、ポーランド人が二、八八三人（四・八％）、ラトヴィア人およびリヴォニア人が六八八人（〇・一％）、その他二、五五三人（四・三％）であり、いわゆるロシア語をコミュニケーション言語とする東スラヴ系住民が全体の八五・七％を占めている。¹⁶ また年齢別に見ると、一五歳が一、二四二人（二・一％）、一六―一七歳が三、八二〇人（六・四％）、一八―三〇歳が一六、一〇八人（二七・〇％）、三一―四〇歳が一、二、八〇七人（二一・五％）、四一―五〇歳が二、八一三人（二一・五％）、五一―六〇歳が七、七九二人（一三・一％）、六一歳以上（八・四％）が五、〇四〇人であり、社会的に最も活発な年齢層に属する一八歳から五〇歳までの住民が全体の七〇％を占めている。¹⁷ 帰化要件として申請者に課されている試験の結果については、一九九六年から二〇〇三年までの申請者の内、四万五、四二二人（全受験者の八六・一％）がラトヴィア語の試験に、また、四万六、六三一人（九七・四％）がラトヴィア憲法、国歌および歴史の知識についての試験に合格した。¹⁸

こうした一九九五年から二〇〇三年七月までの非市民の帰化プロセスの統計データから判断する限り、まず言えることは、当初は関係官庁の恣意的な運用により非市民の帰化による国籍取得にとつて最大の障害となる可能性を指摘されていた言語試験をはじめとする帰化要件が、上記の高い合格率から見ても分かるように、実際にはそれほど大きな障害にはなっていないと考えられることである。最初の帰化申請が受け入れられ始めた一九九五年二月以降、非市民の帰化申請数は改正国籍法が発効した一九九九年に大きな伸びを示して最高となったが、その後、その数は伸び悩み、低迷状態のまま今日に至っている。冒頭でも記したように、「帰化の条件および手続きは明確に定義されており、関係官庁による如何なる特別な障害も存在しない」と言われる状況の中で、何故、非市民の帰化プロセスがかくも緩慢な形でしか進行しないのか、以下、帰化プロセスを促進する要因とそれを妨げる要因の両方から、この問題について考えて見たい。

2. 帰化プロセスの促進・阻害要因

ラトヴィア共和国においてこれまでなされてきた数々の議論において、帰化プロセスを促進または阻害する要因として一般的に言及されるのは、以下のようなものである。まず、帰化の促進要因としては、主として、旅行の利便性、種々の職業の選択を可能にするより広範な雇用機会、参政権、国外での雇用および教育の機会、農地を所有する機会、EUにおける完全な市民権、言語の習得、社会における権利と所属の確立、帰化申請料の減額、社会的統合などが挙げられ、一方、阻害要因としては、動機の欠如（年配者は毎日の生活の中で国籍の必要性を感じず、非市民の生活に慣れてしまっている）、アパシー、国家との疎外感、CIS諸国への旅行の利便性（より有利なヴィザの取得など）、怒りまたは帰化が恥であるという感情、高額な申請料、国内の不平等な社会経済状況、国家語の能力の欠如、兵役、帰化試験に対する恐怖心、官吏の恣意的な妨害、帰化プロセスの期間が長期に及ぶことなどが挙げられる。

このように、帰化プロセスをめぐる数々の促進もしくは阻害要因が指摘できるが、ここでは以下、二〇〇三年二月から三月にかけて、帰化局のプロジェクトの一つとして行なわれた非市民の世論調査の結果に目を向け、帰化プロセスに対する非市民の意識の一端について見ていきたい。¹⁹⁾ この調査はラトヴィア共和国内のその人口の少なくとも一〇%が非市民である八〇の地方自治体に居住する六、九五〇人の非市民に対する口頭での質問形式で行なわれたものである。まず、ラトヴィア国籍取得への関心の有無についての質問に対して、調査対象者の二七%が肯定的に、七二%が否定的に回答しており、この数値を見る限り、現時点での非市民のラトヴィア国籍取得への関心の低さが伺える。²⁰⁾ 続いて、「何故、帰化申請を行なわないのか」という質問に対しては、主として、以下のような回答がなされた。(1)自動的に国籍を取得する権利を持っていると思う（全体の三四・二%）、(2)国籍取得の簡易化されたプロセスが導入されることを希望する（二六・二%）、(3)CIS諸国に出かけるのが容易である（二六・二%）、(4)ラトヴィ

イア語の試験に合格できないと思う(二三・五%)、(5)ラトヴィア国籍を必要と感じない(二一・六%)、(6)歴史の試験に合格できないと思う(二〇・五%)、(7)帰化のための国税を支払う金がない(二〇・二%)、(8)必要な書類を整える時間がない(一八・一%)、(9)帰化が侮辱であると思う(一七・九%)、(10)帰化プロセスを開始する動機がない(一一・三%)、(11)他国の国籍を取得したい/他国の市民である(三・九%)、(12)帰化局の地域支部に行くのが困難である(二・五%)⁽²⁾、その他(四・三%)。

また、「ラトヴィア国籍を申請する上で動機となるものがあるとすれば、それは何であるか」という質問に対しては、以下のような回答がなされた。(1)ラトヴィアに居住しており、ラトヴィアで生活していくつもりである(六〇・二%)、(2)仕事を手に入れることがより容易となる(二八%)、(3)外国への旅行がより容易となる(二五・二%)、(4)ラトヴィアがEUに加盟すれば、他の者と同じ権利をもつことができる(二三・五%)、(5)選挙に参加したい(二三・四%)、(6)社会の完全な成員と感ずることができる(一七・二%)、(7)子供のためになる(一六・八%)、(8)この国に所属したい(一六%)、(9)土地を所有することができる(八・五%)、(10)ラトヴィア国家の保護がより厚くなる(八・三%)、(11)家族または友人の助言(二・八%)⁽³⁾。この結果から見る限り、ラトヴィア共和国の全地域において、非市民の帰化プロセスへの参加を動機づける要因の最たるものは、非市民が現に同国に居住しているという事実であり、また、これからも同地で生活していくつもりであるという彼らの意識である。また、国籍取得が雇用機会の拡大へとつながるといふ非市民の認識も、帰化プロセスを促進する上での重要な要因であると言えよう。土地の所有に関しては、この結果から判断する限り、一般に言及されているほどには重要な要因とはなっていないと考えられる。最後に、一九九八年の改正国籍法に基づく一九九一年の独立以後に同国で生まれた非市民の児童の簡易帰化との関係でなされた「一二歳未満の児童がいる場合、何故、彼/彼女をラトヴィアの市民として登録しないのか」という質問に対しては、以下のような回答がなされた。(1)子供はすでにラトヴィアの市民である(四四・九%)、(2)そうで

きるとは知らなかった(一九・三%)、(3)その選択を子供に委ねている(二二・五%)、(4)その必要性が分からない(九・一%)、(5)自分が子供をラトヴィア市民にすることを望んでいるのか確信がもてない(六・六%)、(6)子供に他国の国籍を持たせたい(一・三%)²³。この結果から言えることは、非市民が自らの子供のための市民登録に対しては比較的前向きであるということであり、また、非市民の児童の簡易帰化の制度そのものを知らないという住民が意外に多いという事実である。帰化についての情報の入手手段としては郵送による関連資料の送付が最も有効であるという調査結果が出ているが、このことはこうした情報活動における帰化局のさらなる努力が非市民の帰化プロセスの促進にとっては重要であることを示している。

3. 地域別の帰化プロセスの促進・阻害要因

ラトヴィア共和国は基本的に、ヴィゼメ、ゼムガレ、クルゼメ及びラトガレの四つの地域と首都リガを中心としたその周辺地域から成っている。以下、専門家による非市民に対するインタビュー形式で行われた、帰化局による地域問題に関するプロジェクトの調査資料²⁴に基づいて、帰化プロセスを促進または阻害する要因に関して地域ごとにどのような特徴があるのか見ていくことにしたい。

まず、同国北部のヴィゼメでは、一般的に、帰化を促進する要因としては、海外への旅行、国家への帰属、土地所有の権利、参政権、雇用機会の拡大等が、また、帰化を阻害する要因としては、経済的要因、動機の欠如や消極性、試験に対する恐怖心(特に、年配者)等が挙げられる。リガ市に比較的近いオグレではEUへの加盟が帰化を促進するものと見なされており、オグレやヴァルミエラをはじめとする幾つかの地区では、C I S 諸国への旅行の容易さが帰化の阻害要因として言及されている²⁵。同国南部のゼムガレでは、一般的に、帰化の促進要因として農地所有の権利や海外への旅行、雇用機会の拡大等が頻繁に言及される。阻害要因としては、低収入および高い帰化申

請料といった経済的要因がまず挙げられ、次に、C I S 諸国への旅行の容易さや帰化試験に対する恐怖心等が頻繁に言及される。²⁶ 同国西部のクルゼメでは、促進要因は各地区ごとにまちまちであり、一般的には、海外での就業や就学、参政権、土地所有の権利等が言及される。一方、阻害要因では、兵役が他のどの地域よりも多く挙げられ、また、C I S 諸国への旅行の容易さは、リエパヤ市を例外として、他の地域においてほど多くはない。E U 加盟に關しては、促進要因とも、阻害要因とも見られている。²⁷ 同国南東部のラトガレはダウガピルスを中心にロシア語系住民の割合が圧倒的に高い地域として知られているが、同地域においては、帰化の促進要因は他の地域と比べてあまり言及されない。数少ない帰化の促進要因の指摘の中でもっとも多く挙げられるのは、海外への旅行、就学、就業の機会の拡大である。また、農地所有の権利については、帰化の促進要因としてはほとんど効果がないと考えられる。他の地域に比べて同地域でもっとも頻繁に言及される帰化の阻害要因は何よりも経済的なものである——低い収入レベルに対して相対的に高い帰化申請料など。ラトガレは国内で失業率がもっとも高い地域であり、こうした同地域の否定的な経済状況が社会活動全般の活性化を妨げ、ひいては、非市民の帰化プロセスへの参加を大きく遅らせる一因となっていると言えよう。²⁸

以上の四つの地域と比べて、リガおよびその周辺地域の状況は、現在、非市民の帰化プロセスを取り巻く環境を考える上で大きく異なっているように思われる。同地域では、非市民の国家語習得能力が次第に向上していることが帰化の促進要因として言及されており、E U への加盟も国外への旅行等の機会を拡大するものとして大いに歓迎されている。またリガでは、特に参政権の重要性が多く、非市民の間で強調されている。帰化の阻害要因に關しては、国籍というコンセプトについての理解不足、帰化プロセスへの参加を積極的に望んだ非市民がすでに帰化してしまっていること、さらには、若年層の間での怒りの意識といった帰化のための動機の欠如が、また、非市民に対する国と市民の懐疑的な態度および市民権問題をめぐる民族間の政治的対立等がその代表的なものとして挙げられ

る。²⁹ここで言えることは、それが肯定されるにせよ、否定されるにせよ、同地域における非市民の帰化制度に対する理解が他の地域に比べてかなり高いものであるということであり、その背景には帰化に関する情報の入手が比較的容易であるなど首都を取り巻く特殊な事情があると考えられる。これとの関係で一般的に言えることは、同国の各地域ごとの特殊な事情もさることながら、非市民の居住地が基本的に都市部であるのか、農村部であるのかといった要素が帰化プロセスへの非市民の参加という問題を考える上でとても重要な意味をもっているということである。こうした都市と農村における非市民を取り巻く環境の相違という問題に配慮することが、非市民の帰化プロセスの促進を目的とする同国の今後の市民権政策の展開においてもっとも重視されるべき点の一つであると言えるだろう。

III・帰化プロセスと言語問題

国家語であるラトヴィア語の能力をめぐる問題は、これまでほとんど異論なく帰化プロセスを妨げる要因として一般的には言及されてきた。しかし、非市民の間でのラトヴィア語の習得能力は、最近の調査では一部の地域を除いて、ここ数年にわたって確実に改善されてきたことが指摘されている。評価が主観的であり、一定の明確な基準に欠けているという問題があり、実際に、ラトヴィア語がこれまであまり普及してこなかった地域における非市民の言語能力が、それが伝統的に良好であった地域におけるそれよりも高く評価される傾向にあるとの指摘もあるが、全般的に、同国の非市民のラトヴィア語の能力が次第に向上していることは確かな現象であると考えられる。³⁰今日、ラトヴィア共和国のすべての地域において、若年層には言語問題はほとんど存在していないということが強調されており、非市民の言語をめぐる問題は、主として、ラトヴィア語の言語環境が整っていない地域、特に、同地域の

年配者に大きく関わっていると考えられる。以下、先に引用した二〇〇三年二月から三月にかけて帰化局のプロジエクトの一つとして行なわれた非市民の意識調査の結果を例にとつて、同国における地域別の非市民の国家語能力の現状について見ていくことにしたい。

まず、「自らのラトヴィア語の能力をどのように評価しますか。」という質問に対する回答としては、以下のような結果が出ている。(1)「如何なる問題もなく、流暢に話し、読み、書くことができる。」——全体(八・六%)、クルゼメ(一一・七%)、ヴィゼメ(二七・六%)、ゼムガレ(一〇・一%)、ラトガレ(四・一%)、リガ(七・六%)、(2)「流暢に話し、読むことができるが、書くのは苦手である。」——全体(一四・六%)、クルゼメ(二五・八%)、ヴィゼメ(一九・六%)、ゼムガレ(二五・六%)、ラトガレ(七・一%)、リガ(一六・九%)、(3)「口語レベルでは分かるが、読み書きはできない。」——全体(二九%)、クルゼメ(二七・三%)、ヴィゼメ(二二・九%)、ゼムガレ(二六%)、ラトガレ(二三・九%)、リガ(三五%)、(4)「必要なことを簡単に説明できる。」——全体(二三・九%)、クルゼメ(二二・九%)、ヴィゼメ(二八・四%)、ゼムガレ(二二・四%)、ラトガレ(二七・五%)、リガ(二四・二%)、(5)「幾つかのフレーズを言うことはできるが、それ以上は話すことができない。」——全体(二六・二%)、クルゼメ(二四・三%)、ヴィゼメ(二四・八%)、ゼムガレ(二六・八%)、ラトガレ(二五%)、リガ(二二%)、(6)「幾つかの単語しか知らない。」——全体(六・八%)、クルゼメ(七・九%)、ヴィゼメ(七・七%)、ゼムガレ(八・六%)、ラトガレ(一一・二%)、リガ(三・一%)³¹⁾。この調査結果から見ると、ラトガレの非市民はラトヴィア語に関する彼らの知識についてあまり自信を持っていない。一般に、ラトガレでは、ほとんどの地区においてラトヴィア語の知識は低いレベルにあることが指摘されている。同地域には、学校および公共施設の外にラトヴィア語が使用される言語環境がほとんどなく、こうしたラトヴィア語を習得する実際上の必要性がほとんどないという言語環境は非市民によるラトヴィア語の習得をかなり困難なものにしている。また、上記の数値から判断

する限り、ヴィゼメの非市民がラトヴィア語に関する彼らの知識について全体で最も自信を持っている。ゼムガレおよびクルゼメにおける非市民の言語能力も全体的に高い評価が与えられている。リガでは状況の改善が報告されてはいるが、非市民のラトヴィア語の能力は現在もけつして高いものではなく、その水準は中程度といったところである。一般的に、一五歳から一七歳までの若年層がラトヴィア語の能力において最高の水準にあると言われている。上記と同じ調査の結果では、その一六・五%が「流暢に話し、読み、書くことができる」、また、二九・七%が「流暢に話し、読むことができるが、書くのは苦手である。」と回答している。⁽²⁾しかし、こうした若年層はラトヴィア語に関する高い言語能力を持ちながらも、その使用を極力控えるというラトヴィア語に対する否定的な態度を取る傾向にあることがしばしば指摘されている。次に、「過去三年間で自らのラトヴィア語の能力はどのようなようになったと思うか。」という質問に対する回答としては、以下のような結果が出ている。(1)「かなり改善した。」——全体(二六・七%)、クルゼメ(三二%)、ヴィゼメ(二五・六%)、ゼムガレ(二六・五%)、ラトガレ(二七・九%)、リガ(三〇・二%)、(2)「少し改善した。」——全体(四六・六%)、クルゼメ(四三・一%)、ヴィゼメ(四四・一%)、ゼムガレ(四一・一%)、ラトガレ(四六・四%)、リガ(五〇・四%)、(3)「改善していない。」——全体(二五・一%)、クルゼメ(二二・五%)、ヴィゼメ(二八・九%)、ゼムガレ(三〇・五%)、ラトガレ(三四・一%)、リガ(二八%)⁽³⁾。この結果を見る限り、少なくとも非市民の意識の上では、リガおよびクルゼメでもっとも急速な言語能力の向上があったことが指摘できる。また、ラトガレではそれは相対的に緩慢なペースでしか向上していないということが見てとれよう。

一九九八年一〇月に国籍法の抜本的な改正が行なわれ、それを一つの契機として、ラトヴィア共和国が非市民の帰化プロセスの加速化という文脈の中で統合政策の新たな段階に入ったことについてはすでに述べた通りであるが、同共和国は今日、市民社会形成に向けての非市民の社会的統合のための国家プログラムに積極的に着手している。

こうしたラトヴィア共和国政府による非市民の社会的統合政策の方向性において、国家語であるラトヴィア語は「統合の最重要手段」として位置づけられている。同国家プログラムでは、「ラトヴィア語を国家語の役割において強化することが不可欠であり、その習得はすべての住民が交流する際、それを利用し得る程度の水準を保障するものでなければならぬ」とされ、「国は民族的かつ文化的アイデンティティの自由な創造を保障しなければならないし、それとの関連において、少数民族の教育プログラムやバイリンガル教育を促進することが不可欠である」と³⁴とされている。同国の統合政策におけるこうした言語政策の実現のためには、「エイジェニヤ・アルデルマーニエ帰化局長の言によれば、非市民の「言語習得の分野では二世代の交代が必要である」と³⁵と考えられている。世論調査機関「ラトヴィア・センサス」の調査では、同国家プログラムが開始された二〇〇一年の時点で、同国に居住するロシア系住民の五八・五％がラトヴィア語を話すことができるという結果が出ており、また、二〇〇二年に実施された「バルチック・データ・サービス」の調査においても、「非ラトヴィア人のラトヴィア語を学ぶことに対する態度は決して否定的なものではない」と³⁷いう結果が出ている。こうしたラトヴィア語に対する非市民の意識と態度の変化は同国の言語政策の影響によるところが大きいと考えられるが、ラトヴィア共和国政府が今後、ロシア系をはじめとする非ラトヴィア系住民が自ら進んで「バイリンガル」になろうとする言語環境をどのように整えていくことができるかということが、未だ緩慢にしか進行していない非市民の帰化プロセスのペースをさらに高めていく上での重要な鍵となるであろう。

IV・帰化プロセス問題の現状と課題

ラトヴィア共和国における帰化申請数は、一九九九年以来、毎年減少している。一九九九年には前年一二月の改

正国籍法の成立に基づく帰化申請に対する年齢制限の廃止の結果、一万五、一八三件の申請がなされたのに対して、二〇〇一年のそれは八、六七二件であり、その割合は、一九九九年および二〇〇〇年のそれぞれ五七%および八一%に過ぎなかった。³⁸⁾ その数は二〇〇一年の非市民全体(五五万一、〇〇四人)の一・六%であり、また、二〇〇二年の申請数は八、三七〇件であり、同じくその数は同年の非市民全体(五二万三、〇九五)の一・六%に過ぎなかった。³⁹⁾ このように、こうした帰化プロセスのペースは同国の非市民の数を短期間に減少させるにはあまりに緩慢なものである。非市民の数は、一九九八年一月から二〇〇三年一月までの五年間に、六四万六、八八二人から五〇万四、二七七人へと全体で約二二%減少している。⁴⁰⁾ しかし、この内、帰化を通してラトヴィア国籍を取得した非市民は約七、一八%であり、残りの約一三、一四%は海外に移住したり、他国の国籍を取得した人々であった。⁴¹⁾ 二〇〇三年一月一日現在の非市民五〇万四、二七七人(全人口の約二二%)の内、三七万〇、五七七人(全非市民の約七三%)は六〇歳以下であった。⁴²⁾ また、一九九一年八月二二日以降に同国で生まれた非市民または無国籍者の児童数は一万六、六六六人であり、それは非市民全体の約三%である。⁴³⁾ 非市民の都市化の度合いは約八五%(四二万八、二五七人の非市民)であり、その内、約六三%(二二万四、九六七人)が六〇歳以下であった。⁴⁴⁾ 異なる年齢グループ別の非市民の調査分析によれば、六〇歳以上の非市民の割合は相対的に大きく、全体の約二七%(二二万三、〇〇〇人)を構成しているが、この年齢グループの帰化プロセスへの参加の度合いは最低であった。⁴⁵⁾ 特に、ロシア系住民が多く居住するラトガレ地域における六〇歳以上の年配の非市民の割合はかなり高く、レゼクネの地域支部の管内に居住する六〇歳以上の非市民のそれは約三七%と最高値を示している。⁴⁶⁾ 以上のように、現時点では、非市民(特に年配者)のかなりの部分が未だ帰化プロセスを開始していない状態にある。非市民の帰化プロセスに関する促進・阻害要因については先に言及した通りであるが、ここでは、以下、帰化局の調査グループによる報告書に基づいて、失業率と都市化という二つの問題と非市民の帰化プロセスとの連関性について考え、非市民の帰化プロセスの現状に関する

る同調査グループの最終的な分析結果について整理・紹介していきたい。

ラトヴィア共和国の二〇〇二年九月時点での公的失業率は、八・五％であった。帰化局の地域支部レベルでの最低失業率はリガの四・八％であり、最も高かったのは、リエパヤ、ダウガピルスおよびレゼクネのそれらであり、その失業率はそれぞれ一・四％、一二・三％および一六・九％であった。ヴァルミエラ、ヴェンツピルス、イエールガヴァおよびサルドゥスの各地域支部の場合は七・九％から八・九％の間にあり、その失業率は平均に近いものである。⁽⁴⁸⁾ 地域別失業率と帰化プロセスへの参加の度合いとの直接の連関性については存在しているようには思われないが、失業率がより高い地域で生活する人々ほど自らの経済的問題の解決に努めねばならず、それ故に、国籍取得をはじめとする他の問題に目を向ける余裕がないというのが、帰化局調査グループの基本的な見方である。⁽⁴⁹⁾ 帰化プロセスと都市化の問題については、次のような調査報告がなされている。二〇〇三年一月一日時点での非市民の都市化の程度についての帰化局地域支部別の内訳は以下の通りである…全体八五％(都市居住者四二万八、八六四人)、サルドゥス三九・五％(六、三四九人)、レゼクネ六一・九％(二万二、五八七人)、ヴァルミエラ五〇・九％(八、五一九人)、イエールガヴァ六一・八％(二万八、七八〇人)、ダウガピルス七七・三％(四万一、六五四人)、リガ中央七八・〇％(五万三、二五一人)、ヴェンツピルス八八・一％(二万四、七一三人)、リエパヤ九二・〇％(三万二、八三人)、リガVL一〇〇％(二二万七、八〇二人)、バルタウガヴァ一〇〇％(二〇万三、九二六人)⁽⁵⁰⁾。このように、非市民の都市化の程度は三九・五％から一〇〇％まで地域によって様々である。全非市民五〇万四、二七七人の内、八五％の四二万八、八六四人が都市に居住している。調査グループの報告によれば、全体で最も都市化が進んでいるリガVL⁽⁵¹⁾とバルタウガヴァの二つの地域支部における状況を見る限り、都市化の度合いと非市民の帰化プロセスへの参加の程度との間に本質的な相関関係が必ずしも存在しているとは言えないが、だからと言って逆に、帰化プロセスに対する都市化の影響が存在していないと主張することもできないとしている——新しく帰化した人々に対す

る世論調査に従えば、国籍申請者の八八・九%が都市部に居住しており、この集団の帰化プロセスへの参加度合いは全体的な平均を少しばかり上回っている程度である（非市民の都市化の平均は、八五・〇%⁽³²⁾）。都市化との関係で一般的に言えることは、都市には帰化制度に関する様々な情報の入手ルートが存在しており、都市の人口密度や非市民の割合といった要素を考慮すれば、都市部においての方が非市民への帰化プロセスへの参加のための働きかけがより容易であるということである。逆に言えば、そうした帰化プロセスへの参加を促進する要素が相対的に欠如している農村部に対してより活発な働きかけがなされなければならないということが、今後、帰化局がその活動において焦点を当てていくべき方向性であると言えよう。また、地域別の非市民の割合と帰化プロセスへの参加度合いとの相関関係については、帰化局の地域支部および支所別の帰化プロセスのペースを比較した場合、非市民の割合が帰化プロセスへの参加度合いに必ずしも影響するものではないという報告が帰化局の調査グループによりなされている⁽³³⁾。この問題との関係で特に考慮に入れておかなければならないことは、人口統計学上の、また、言語環境や雇用問題等の要素を総括した場合、常に否定的な意味でもっとも高い指標を示しているのが、ダウガピルスとレゼクネというラトガレにある二つの地域支部の領域であるということである。この二つの地域支部の管轄内での非市民の帰化プロセスへの参加度合いも最低の水準を示しており、帰化局は今後の活動において、こうした「ラトガレ問題」に特に注意を向けていく必要があるであろう。

以上、帰化プロセスをめぐる問題との関係で現在の非市民をとり巻く様々な環境要因について見てきたが、帰化局の調査グループがこうした非市民に対する調査結果から導き出した以下の提言は、今後ラトヴィア共和国政府が同国の帰化政策を進める上での有益な示唆を含むものであると思われるので、最後に紹介しておくことにしたい。

(1) 帰化プロセスは、国の社会・経済プロセスを考慮に入れて考えられなければならない、(2) 政府、議会および地方自治体による帰化プロセスに対する活発な支援が不可欠である、(3) 言語的、経済的、人口統計学上のいくつかの

要因が帰化プロセスに影響する。個々の要因の影響は明らかなものではなく、いくつかの要因によって複合的に引き起こされた影響が重要である、(4)ラトヴィアの非市民の間には多くの年配者たちがおり、彼らの帰化プロセスへの積極的な参加が非市民全体の減少にも大きく影響するであろう、(5)帰化のペースは様々な活動に対する非市民の反応と同じく、各々の地域支部において異なっており、それ故に、各々の状況に対する個別的な解決策を見出すことが必要である。マス・メディアや大規模なキャンペーンの影響が通常は大都市においてより大きなものであるという共通の傾向がある。農村部では、非市民との直接のコンタクトがより効果的であるように思われる、(6)否定的な要因が相対的に高い地域支部においては、帰化プロセスの度合いは常に期待されたほど高いものではない。このことは、帰化プロセスに対する非市民の態度についてのより徹底した調査が必要であることを意味している。⁵⁾

冒頭においても言及したように、現在の帰化プロセスのペースでは同国の非市民の帰化問題が解決されるまで、その半数近くが亡くなってしまおうという厳しい現実があるだけに、こうした提言を踏まえた上でラトヴィア共和国政府による帰化政策の加速化と非市民の社会的統合に向けてのさらなる努力が現在大きく問われていると言えるだろう。

おわりに

ラトヴィア共和国における緩慢な帰化プロセスの背景には、基本的に、非市民の側の複雑な心理的または実際上の様々な理由が存在している。本文でも見てきたように、非市民の帰化プロセスを阻害する要因としては、アパシー、国家との疎外感、帰化に対する怒りと恥の感情、試験に対する恐怖心等の心理的なレベルのものと、C I S 諸国への旅行の容易さ、国内の不平等な社会経済状況、国家語能力の欠如、高額な帰化申請料、兵役等の実際上のレ

ベルのものが複雑に混在しており、それらの要因が複合的に関わり合って、非市民の帰化プロセスへの参加を大きく妨げている。こうした非市民の帰化プロセスに対する消極的な態度を積極的なそれへと変えていくためには、ラトヴィア政府が、政治的にも経済的にも「二級市民」としての現状にある意味で「慣れきって」しまっている多くの非市民に対して帰化プロセスへの肯定的な動機づけを与えるための活動をこれまで以上に活発に行なっていく必要があるであろう。帰化局は現在、帰化制度についての情報が国内に居住する住民にあまねく行き渡るように様々な活動を行なっている。例えば、同局の地域支部レベルで組織されたいわゆる「情報日」の活動は多くの住民に可能な限り帰化に関する情報を与えることを目的とするものであり、各々の地域の非市民は指定された特定日に彼らの疑問に答えてもらえるようになっており、申し込めば、ラトヴィア語に関する自らの習得度もチェックしてもらうことができるようになってきている。また、同局は教育・科学省の支援を受けて、就学児童たちの間に「市民社会への途上」プロジェクトと題された活動を行なっている。それは生徒たちが「ラトヴィア社会の統合」というテーマの下にルールを学び、知識を試され、この目標に向かって互いに競争することを目的とした活動である。同局はまた、UNDP(国連開発計画)、CE、OSCEおよびEUといった国際機関とも協力しながら、非市民の帰化プロセスの促進に努めており、例えば、EUの「ファール・プログラム」の下で実施されている「情報教育を通じての社会統合」計画は、同局内での情報センターの立ち上げをはじめとして、帰化問題に関する様々な情報・教育資料の出版などを行なっている。

今後のラトヴィア共和国の帰化政策の方向性を考える上で重要な視点の一つは、本文でも指摘したように、年配者や農村地域への特別な配慮の姿勢であろう。年配者たちは「一般に、社会的、経済的レベルにおいてと同じく、彼らが帰化する時においても、特別なニーズをもつ特別な住民集団⁵⁵⁾」と見なされる必要があり、社会的により弱い立場にある年配の非市民に対する入念な援助の視点が必要であろう。また、農村部は都市部と違って帰化について

の情報も乏しく、帰化局の各地域支部および支所は特に、こうした農村部に居住する非市民の住民に対して帰化プロセスへの参加を目的とした特別な活動を恒常的に行なっていくことが必要である。こうした問題の他に、ラトヴィア語の言語環境のためのインフラ整備という観点に立った、ロシア系住民の比率が相対的に高いラトガレ地域の非市民に対する特別な活動も必要であろう。また、財政的な問題も関わってくるのでその迅速な実施は難しいかも知れないが、帰化プロセスの阻害要因として頻繁に言及されている帰化申請料の大幅な減額もしくは廃止といった措置も実際的な効果をもち得るものとして考慮されるべき問題であると言えよう。⁵⁶⁾

さらに、ラトヴィア政府が今後非市民に対する社会的統合政策を進めていく上で、以下のような問題に対する配慮が特に必要であると言えらるだろう。まず、社会的統合という言葉そのものが農村地域においては、それがあくまでも「都会の現象であり、人工的に創られた問題である」という理解が強くあり、停滞した経済状況の改善という文脈の中で、この言葉が農村部の非市民の実際の生活において肯定的な意味合いを持ち得るような地道な活動を続けていくことが必要であると言えよう。また、教育をめぐる問題は非ラトヴィア系住民の若年層の国家語習得の増大という文脈の中で社会的統合要因として一般に言及される傾向にあるが、例えば、二〇〇四年の教育改革による学校での国家語教育の拡大という問題が少数民族の学生たちに対する「押しつけ」となり、それが民族間の軋轢を産み、結果的に、統合と帰化のプロセスを妨げるようなことにならないよう、政府による細やかな配慮が必要であろう。さらにまた、帰化プロセスの促進要因として本文において言及した参政権に関する問題についても、帰化プロセスによる国籍取得という手続き以前に、少なくとも非市民に対する地方参政権の付与の速やかな実現という方針が政府によって一日も早く打ち出される必要があるであろう。例えばCEやCBSS（沿バルト海諸国会議）は以前から同国がエストニアと同じように地方参政権を非市民に認めるように促してきたが、これによって、同国の非市民が地方レベルの政策決定に参加する途が開かれることは、結果的に同国の帰化政策が成功裡に導かれるため

にも重要な政策判断であると考えられる。

昨年九月、ラトヴィア共和国はEU加盟のための国民投票を無事に終了した。EU加盟は間近に迫っており、この加盟によって同国をとり巻く環境はあらゆるレベルにおいて大きく変化することになるであろう。そうした中、「モノ、ヒト、カネ、サービス」の自由移動が基本的に実現しているEU域内において、非市民が全人口の約二割を占めている同国の状況はかなり「異常」なものとなるであろう。同国における非市民の帰化に向けてのさらなる積極的な市民権政策の展開が希求される所以である。また、ラトヴィア共和国をはじめとする、かつてソ連の構成共和国であったバルト三国のEU加盟は、ロシアとEUとの今後の関係を考える上でもきわめて重要な意味をもつ一大事件である。こうした状況の中で、ロシアとヨーロッパとの「橋渡し」としての役割を果たすべき存在としてロシア語系住民に対するより肯定的な位置づけへの発想の転換こそが、同国の今後の発展と安定を考えていく上で決定的な意味をもつ重要な観点であると言えるだろう。事実として、同国におけるロシア語系住民の社会的統合の道程はまだ長期にわたるものであることは確かであるが、非市民の帰化プロセスへの参加はそうした社会的統合に向けての前提となる不可欠のステップなのである。⁵⁸⁾

- (1) Republic of Latvia Saima Elections 5 October 2002, OSCE / ODHR Final Report, 2002, p. 6.
- (2) *ibid.*, p. 7.
- (3) 拙稿、「ラトヴィアにおける市民権問題の現状と課題」、『愛媛法学会雑誌』第二六卷第三、四号、二〇〇〇年、一四五頁参照。
- (4) 同、一四七頁参照。
- (5) 国籍法第一三条に定められた帰化要件の例外となる特別帰化の対象者については、拙稿、「ラトヴィア共和国における市民権政策の展開——一九九一〜二〇〇一年——」、『愛媛法学会雑誌』第二八卷第三、四号、二〇〇二年、一二八〜一二九頁に詳し⁵⁹⁾。
- (6) Кривичные Травмце, Днепр, 1998. 9. 1, стр. 3.

- (7) The Naturalization Board 2000 Annual Report, The Naturalization Board of the Republic of Latvia, 2001, p. 6.
- (8) 一二の地域支部については、以下の通りである：リガ中央、リガV.L、リガ・バラダウガヴァ、アイズクラウクレ、タウガフピルス、イエルガヴァ、レゼクネ、グルベネ、ヴァルミエラ、リエバヤ、サルドウス、ヴェンツピルス。
- (9) 一七の支所については、以下の通りである：ユルマラ（リガ・バラダウガヴァ管内）、オグレ、イエカピルス、マドナ（以上、アイズクラウクレ管内）、クラストラヴァ（タウガフピルス管内）、パウスカ（イエルガヴァ管内）、ブレイリ、ルドザ（以上、レゼクネ管内）、バルヴィ、アルクスネ（以上、グルベネ管内）、ツェーシス、リンバジ、ヴァルカ（以上、ヴァルミエラ管内）、ドベレ、クルディガ、ツクムス（以上、サルドウス管内）、タルスイ（ヴェンツピルス管内）。
- (10) ラトヴィア共和国帰化局ホームページ (<http://www.np.gov.lv>) 参照。
- (11) Gunārs Kusiņš, “How the Question of Citizenship has developed in Latvia (1919-1999)”, The Naturalization Board of the Republic of Latvia, The Naturalization Board, 2000, p. 171.
- (12) The Process of Acquisition and Loss of the Citizenship of Latvia-The Main Indices (as at July 31, 2003), Naturalizācijas Parvalde, p. 1. ²⁴ The Process of Acquisition and Loss of the Citizenship of Latvia ²⁵.
- (13) *ibid.*
- (14) *ibid.*, p. 7.
- (15) *ibid.*, p. 2.
- (16) *ibid.*, p. 3.
- (17) *ibid.*, p. 2.
- (18) *ibid.*, p. 5.
- (19) Boriss Kolcanovs, Non-citizens opinion poll “The Role of the regional aspects in dealing with citizenship issues” February-March 2003, The Naturalization Board of the Republic of Latvia, June 2003. ²⁶ Boriss Kolcanovs ²⁷.
- (20) Boriss Kolcanovs, p. 1.
- (21) *ibid.*, p. 2.
- (22) *ibid.*, p. 4.
- (23) *ibid.*, p. 5.
- (24) Project by Naturalization Board on naturalization in the regions, towns and municipalities, Results of Expert Interviews (204 interviews), The Naturalization Board of the Republic of Latvia. ²⁸ Results of Expert Interviews ²⁹.

- †⁹⁰.
- (51) Results of Expert Interviews, p. 5.
 - (52) *ibid.*, p. 4.
 - (52) *ibid.*, pp. 4–5.
 - (52) *ibid.*, p. 3.
 - (52) *ibid.*, pp. 5–6.
 - (53) *ibid.*, p. 8.
 - (53) Boriss Kolcānovs, p. 3.
 - (53) *ibid.*
 - (53) *ibid.*
 - (53) Hovara denb, 1999. 9. 29.
 - (53) Tam ke.
 - (53) The Baltic Times, 2001. 4. 26–5. 2.
 - (53) The Baltic Times, 2002. 5. 23–29.
 - (53) The Process of Acquisition and Loss of the Citizenship of Latvia, p. 1.
 - (53) The Citizenship Migration Affairs Board (CMAB) Residents Register data as at 01. 01. 2001.
 - (54) CMAB Residents Register data as at 01. 01. 2003.
 - (54) *ibid.*
 - (54) *ibid.*
 - (54) CMAB Residents Register data as at 01. 09. 2002.
 - (54) CMAB Residents Register data as at 01. 01. 2003.
 - (54) *ibid.*
 - (54) Data of Central Statistical Bureau of Latvia as at 01. 01. 2002.
 - (54) Naturalization process in Latvia, The Analysis Group of the Naturalization Board of Latvia, February 2003. †⁹⁰
 - (54) Naturalization process in Latvia. †⁹⁰
 - (54) Naturalization process in Latvia, p. 6.

- (49) *ibid.*
- (50) *ibid.* pp. 7-8.
- (51) リガVJは、Riga Vidzeme, Latgale の略称である。
- (52) Naturalization process in Latvia, p. 8.
- (53) *ibid.*
- (54) *ibid.* p. 9.
- (55) Results of Expert Interviews, p. 2.
- (56) 二〇〇一年六月の改訂まで、申請者のほとんどが帰化申請料として、三〇ラト(約五〇米ドル)を要求されていた。これが高いか安いかは、二〇〇〇年現在で最低賃金が月六〇ラト、月平均賃金が一五〇ラトという状況の中で判断されなければならない。二〇〇一年六月の改訂以後、申請料金は以下のように定められた…一般料金(二〇ラト)、年金生活者、軽い身体障害者および学生(一〇ラト)、失業者、三人以上の子供を持つ世帯、収入が国が定めた最低生計水準より低い者(三ラト)、政治的な被抑圧者、第一級の身体障害者、孤児および国と地方自治体のソーシャルケアの下にある者については料金を免除(Human Rights in Latvia-1 January 2001-30 June 2001, Latvian Center for Human Rights and Ethnic Studies, 2001, p. 5)。
- (57) Results of Expert Interviews, p. 2.
- (58) 本稿で用いた資料の多くをラトヴィア共和国帰化局情報センター(Rīga, Smiļšaiela 1/3)に提供して頂いた。記して謝意に代えたい。